

大雨災害営農継続緊急対策事業の申請受付は 令和5年12月28日（木）で 終了します。

◇対象者◇

市りんご課で発行する「農産物等被害証明書」を取得し、市内に住所
又は本店を有する以下のいずれかの者

- ①農業者 ②農業法人 ③農業者等で組織する団体

No.	項目	対象経費	補助率及び交付額	必要書類等
1	病害虫発生・ まん延防止支援 ※受付終了	果樹の防除用薬剤費、落下果実の 腐食促進用の石灰資材の購入費 （3割以上の樹冠浸水が確認され た果樹園地に限る）	5万円/10a	【全体】 ①農産物等被害証明書 ②見積書又は領収書 ③作業前・後の写真 ※現場確認のため、 写真が必要です。 ④本人名義の通帳 ⑤印鑑 【No6】 ⑥令和5年産又は令和 6年産に係る農業経営 収入保険や農業共済等 の加入がわかるもの 又は加入誓約書 ※取得する土地の場所 や面積等の要件が ありますので、詳細 はお尋ねください。
2	生産資材 購入支援	流出等した農業用資材の購入費 （果樹園地は3割以上の樹冠浸水、 果樹園地以外の農地は浸水が確認 されたものに限る）	対象経費の1/3 （上限額：1万円/10a）	
3	浸水農業用機械 修繕等支援	浸水、土砂流入等により故障した 農業用機械*の修繕費 （修繕が困難な場合は購入費） ※乗用草刈機、コンバイン、 スピードスプレヤー、運搬車等	対象経費の1/3 （上限額：10万円/台）	
4	補植支援	被災樹の補植経費 （苗木・支柱代）	対象経費の1/3 （上限額：1.5千円/本）	
5	排水及び泥の すき込み支援 ※受付終了	被災園地等の排水や泥のすき込みに に係る機械（排水ポンプ、耕運機 等）借上費	対象経費の1/2 （上限額：2千円/日）	
6	農地の取得支援	岩木川・平川流域以外の農地の 購入費 （令和5年産又は令和6年産の 農産物等に係る農業経営収入保険 や農業共済等への加入等が要件）	対象経費の2/10 （上限額：13万円/10a）	

※No1及びNo5は、令和5年2月28日で申請受付を終了しております。